



2022. 1. 9.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-1/2022）

アルゴン、ポリビニルピロリドン（PVPP）が使用できる範囲の拡大が認められています

ワイン醸造実務ニュース Oe-10/2021 でお知らせしました標記 2 品目の使用範囲拡大についての意見募集が終了し、2022 年 1 月 7 日付けでこれらに関する告示及び解釈通達が出されています。

以下の国税庁 H/P から確認して下さい。

告示：<https://www.nta.go.jp/law/kokuji/r0407/01.htm>

法令解釈通達：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/kaisei/220107/index.htm>

（解釈通達の具体的内容は、上記 URL 中に記載がある別紙 1、2 を参照）

解説

アルゴンは、今まで酒類の保存を目的とし果実酒、甘味果実酒に限り使用することが認められていましたが、今回の改正で使用対象とする品目が全酒類に拡大されています。同時に全酒類を対象として酒類製造中（果汁や発酵中醪）でも使用可能となっています。これにより全酒類で酒類及び酒類製造中での使用が可能となりました。

清酒、その他醸造酒、リキュールなどへの使用が広がればアルゴン（食品添加物規格）の流通量も増加することが予想され、ワイナリーでの物品入手がより容易になることも期待できます。

PVPP は、「酒類製造中に使用しても酒類の原料として取り扱わない物品」にも指定され、ワイン中だけでなくワイン製造中（果汁や発酵中醪）でも使用できるようになりました。ブドウ果汁の過剰ポリフェノール除去や色調改善などに使用できる物品は、「ばれいしょタンパク」「酵母タンパク質抽出物」「カゼインカリウム」などで、これらに加えて過助剤として「PVPP」が使用でき甲州ワインなど国内製造ワインの品質向上が期待できます。

なお、基本通達（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達）第 3 条第 7 項（酒類の原料として取り扱わない物品）の（2）（発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最小限の次の物品）に記載されているビタミン類（チアミン塩酸塩）と除酸剤（炭酸カルシウム、アンモニア）の掲載順序が変更されています。

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生